

平成 29 年度 事業計画

わらしこ保育園

保育園は在園児のみならず、地域の親子の〈よりどころ〉としての役割を担っている。保育事業、子育て支援事業、一時預かり事業等を通して保育園を子育ての集い、学びの場としての利用をすすめ、情報を発信し共有していく。そして、理念である子育ての共同化をすすめていく。

今年度の方針

法人職員として

- ・ 法人研修を通して、保育の一貫性とわらしこ第 2 保育園との連携を図る。
- ・ 法人の将来について職員間でも考えていく。

保育について

- ・ 健康・食事・保育の 3 つを子どもの育ちの柱（三本柱）とする視点を深める。
- ・ 保育の特色である「考える力」を実践と学問をつなげて深める。
- ・ 地域のよりどころとなる。
- ・ わらしこ第 2 保育園と交流し、保育実践や業務内容を共有するとともに豊かな文化行事を提供する。

保育課程の理念を実践し「地域の核」をめざしてこの事業をおく。

I 保育事業

- 1 通常保育事業
- 2 特別保育事業
 - ① 産休明け保育
 - ② 延長保育事業 零歳児の受け入れ
 - ③ 障がい児保育事業
 - ④ アレルギー児対応事業
 - ⑤ その他の独自事業
- 3 保育所地域子育て支援
 - ① 子育てひろば
 - ② 小中高生の育児体験の受け入れ
 - ③ 保育体験（園庭開放・食事体験・保育所体験）
 - ④ 出産を迎える親の体験学習（赤ちゃん講座）
 - ⑤ 保育拠点活動支援（実習生の受け入れ）

⑥ 赤ちゃんふらっと事業

- 4 サービス点検調整事業（第三者委員会の設置）
- 5 その他、園の独自行事 合宿・共催事業

II 一時預かり事業

I 保育事業

1 通常保育事業

1 1時間開園

定員 100名

（0歳：12名、1歳：15名、2歳：16名、3歳～5歳：19名）

月	季節行事、取り組みなど	主催行事	共催行事
4月	はじめの歩、全体懇談会		
5月	子どもの日の集い		
6月	春合宿、懇談会		
7月	プール開き、おやこリズム		
8月			
9月	敬老の日、お月見の会		わらしこまつり
10月		運動会	
11月	コンサート、芋煮会、懇談会		
12月	お楽しみ会、もちつき		
1月	大人のための年長リズム		
2月	節分		
3月	ひなまつり、地球を送る会	芽吹き・巣立ちの会	文集

2 特別保育事業

- ・産休明け保育（生後57日より）を実施する

0歳児 12名

- ・延長保育事業 零歳児の受け入れ

長時間就労の保護者への対応とし1時間の延長保育を実施する。

- ・障がい児保育事業（すくすく枠）4名

地域の全ての児童を対象にし、療育を考え、児童の特徴に応じた統合保育を実施する。

- ・アレルギー児対応事業

3 保育所地域子育て支援

① 子育てひろば（年10回・リズム10回）

目的・親子でリズムを楽しむ

リズムを通して地域の子育て支援、育児相談を行う。

② 小中高生の育児体験受け入れ

（中学生の職場体験・社協の夏のボランティア・高校生のボランティア体験・保育実習（シュタイナー学園））

・カリキュラムの中に組み込まれている職場体験・社会協議会の夏のボランティアなどできるだけ受け入れていく。

③ 保育体験（園庭開放・食事体験・保育所体験）

園庭開放

目的・在宅の親の気分転換や他の母親との交流を楽しむ。

保育者と話しながらかよとした子育ての工夫や発達上のポイントを知る場とする。

食事体験

目的・食事体験を通して食事の悩みを聞く。

調理のポイントなども伝える。

- ・4組の予約制にする。
- ・食事体験の食費は大人400円 子ども300円 離乳食は対応しない。普通食が食べられる年齢が対象。
- ・多くの人に利用してもらえるように2ヶ月連続の申し込みは受け付けない。希望がある場合はキャンセル待ち。
- ・食事体験利用者へお知らせプリントを配布する。

保育所体験

目的・保育を必要としている地域の親子に園舎を開放し保育所入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

・同世代の子どもの姿をみて、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらったり、感じてもらう。

- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。4.5才児は食事も可能。
- ・利用者には事務所で、名前、利用日などを記録してもらい料金をいただく。
食費は大人400円、子ども300円。
- ・在園児の保護者の保育参加はクラスで受け、主任、または副園長と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。（400円）

④ 出産を迎える親の体験学習

目的・保育園又は園外において地域の子育て家庭の保育体験、育児相談を行う。

在宅の赤ちゃんの子育て支援と地域での親同士の結びつきの橋渡しを

する。

- ・0才児を対象として子育てのアドバイスを行う。
- ・赤ちゃんの発達に応じた身体の機能を促す遊び方や対応を伝える。
- ・年間 4回の開催

⑤ 保育拠点活動支援

- ・高校生・大学生・専門学校の実習生の受け入れ・・主任が対応する

⑥ 赤ちゃんふらっと事業

- ・地域の赤ちゃん親子が立ち寄れる場所として園の施設を提供する。

⑦ 在宅支援活動

- ・子育て情報誌

地域の保護者に向けて、子育てに関する情報を発信する。

- ・子育て相談

- ・心理カウンセラーが月3回相談にあたる。(対象は地域、在園者、職員)
- ・日常的に、園長、副園長、保育士、栄養士、調理師、看護師が相談にあたる。
- ・記録に残す(専用のファイル)

4 サービス点検調整事業

苦情解決委員会

- ・わらしこ保育園で生活する子どもの保護者、地域からの苦情を解決するためのシステム
- ・以下の委員、役割を置く
 - ① 苦情解決責任者・・園長
 - ② 第三者委員・・3名 河内昌毅・花原幹夫・芝喜久子
 - ③ 苦情受付係・・副園長又は主任(意見、苦情、要望を分け苦情解決責任者へ持っていく)
 - ④ 苦情解決委員・・園長、副園長、主任、リーダー

5 その他、園の独自事業 (卒園児との交流・合宿・共催行事)

卒園児との交流

- ・園の行事や取り組みを通して卒園児と交流をする。

合宿

- ・春・秋の2回の取り組みを通して自立の意識を育てる。
- ・子ども同士・職員との共同・協働の生活を送る。
- ・自分に対する自信(自己肯定感)を育む取組をする。

共催行事(まつり・文集)

- ・保護者と職員、保護者同士が力を出し合い一つのことを創っていく。
- ・地域に向けては、保育園のことを知ってもらう機会にする。

保護者と職員、保護者同士の意識の統一（共催への）が必要

◎文集・・・職員の中に係を設け、会議・作業に出席する。主催は保護者会

◎まつり・・・職員から実行委員をだす。

Ⅱ 一時預かり・定期利用保育事業

第2種保育事業(一時預かり・定期利用保育事業)

- ・定期利用保育・・・保育認定書を持ち継続的な就労により保育が必要な場合。
- ・一時預かり保育・・・リフレッシュ等、利用理由は問わない。

☆ 要綱に従う

Ⅲ その他

運営委員会

園運営について各組織（理事会・職員会・保護者会・職員代表）から代表者を出し情報共有の場とする。

- ・理事会（園長）、職員会（副園長）、保護者会、職員代表、それぞれから代表者をだす。
- ・それぞれの立場から要求をだし、討議しもちかえる。
- ・法人運営については、意見をだすこととする。

<法人研修>

1年間を通して法人研修を行う。保育の特色から「考える力」を深める。

理由：「保育士処遇改善費キャリアアップ要件」に於いて人材育成を組織的に取り組む。

<目的>

- ・法人内の両園の保育の質を統一する。
- ・学問と実践を結びつける。

以上